

## 様式 C-19

# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 28 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19530759

研究課題名（和文） ニューカマーの子どもの不就学に関する研究  
－義務教育段階のシステム改善に向けて－

研究課題名（英文）

A Case Study of the Support for the School Attendance of the Newcomer Children

研究代表者

清水 睦美（SHIMIZU MUTSUMI）

東京理科大学・理工学部・准教授

研究者番号70349827

研究成果の概要：

1970年代末から長期滞在する外国人，いわゆるニューカマーに関わる教育問題において，今日最も注目されている「不就学」問題において，その実態が少数に止められている地域（神奈川県大和市）での調査を通して，そのような実態が生み出されている背景として，外国人受け入れの歴史的文脈と自治体政策，そして，それらを背景とした小中学校の国際教室の多様性を明らかにした。

交付

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	1,100,000	0	1,100,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	240,000	2,140,000

研究分野：学校臨床学・教育社会学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：ニューカマー，学校，就学，不就学，国際教室，地域，当事者，教育学

### 1. 研究開始当初の背景

1970年代末から長期滞在する外国人、いわゆるニューカマーが日本に増加し始めたことにより、日本に滞在する外国人にも注目が集まり研究が蓄積されてきている。マクロ的

な観点から考察を加えたものとしては、ニューカマーの問題を、外国人労働者の問題として定式化した宮島や梶田の一連の業績がある（宮島・梶田1996、梶田1994、宮島1990）。それらの発展として、政治参加の問題を取り

上げた業績もある(宮島 2000)。また、日本に在住するニューカマーのエスニックグループを個別に扱った研究も次々に産出されている。南米大陸から出稼ぎを目的として来日する外国人を対象としたものは目立って多く(例えば、西澤 1995、渡辺 1995、大宮 1997)、中国帰国者を対象としたもの(例えば、飯田 1996)、インドシナ難民を対象としたもの(例えば、中野 1993)も見られる。

以上のような人の移動と日本社会との関係を問う研究が蓄積されていく一方で、ニューカマーの子どもたちを対象とする研究もそれに付随する形で蓄積されてきた。それらの研究の多くは、ニューカマーの子どもたちの生活や学習の状況把握を目的とするものである(例えば、広田・藤原 1994、梶田 1997、佐々木・阿久澤 1998、宮島 1999、太田 2000、佐藤 2001 など)。特に、志水・清水(2001)は、本研究に参画する清水と児島の両名が加わった東京大学ニューカマー研究会において「ニューカマーの子どもたちに対する教育支援」を対象とした研究の成果である。また、研究対象を個別にエスニシティに絞り、その集住する地区との関係で考察を行う研究も出始めていて(例えば、小内 2003)、状況把握研究の深化が確認できる。

こうした状況把握研究の深化が確認される中、本研究に参画する児島と清水は、これらニューカマーの子どもたちの生活や学習の現状把握として取り上げられる事態が、どのような過程の帰結として生み出されていくのかという過程を分析する研究を個別に行ってきた。児島(2006)が対象としたのは日系ブラジル人生徒で、既存の学校文化とそれへの抵抗、そしてそれによって揺らぐ学校文化と再固定化していく学校文化を明らかにしている。また、清水(2006)が明らかにしたのは、増加するニューカマーの子どもという現象のもとで、ニューカマーの子どもたちの多様性が、どのように学校とニューカマーの子どもたちの両者によって把握され、それによってニューカマーの子どもが学校にどのように位置づけ位置づけられていくのかという過程を明らかにしている。

こうした状況把握研究の深化が確認できるにもかかわらず、また、日本に長期滞在する外国人は 1969 年以降、一貫して増加しているにもかかわらず、日本の学校教育における外国人児童生徒の位置づけは変化しているとは言い難い。そうした中で、確認できるのは 2 つの潮流である。

1 つは、ニューカマーの子どもたちの教育に関わる新たな試みを提示する研究も出始めている。本研究に参画する清水・児島(2006)が検討したのは、日本の学校の中で奪文化化

されるニューカマーの子どもたちに、かれら固有に必要とされる教育内容を提示しようとする試みである。また、本研究に参画する角替(2006)が検討しているのは、既存の学校教育の内容の効果的な伝達の可能性である。

もう 1 つは、日本の学校教育における外国人生徒の法的・社会的位置づけにより、必然の帰結として生み出される外国人児童生徒の「不就学」問題への注目である。この問題の状況把握にいち早く先鞭をつけたのは、宮島・太田(2005)である。また、この問題を日本の戦後教育との関係で考察する佐久間(2006)もある。しかしながら、外国人生徒の不就学の問題は、実は今日的現象ではなく、ニューカマーに関して言えば、その増加が確認された当初から一定数あり続けていたのである。それが、今日注目を浴びるような事態を迎えている背景には、増え続ける外国人の日本社会への不適応が生み出す帰結に対する日本社会の懸念があるように思われる。(引用文献情報：略)

## 2. 研究の目的

以上のような学術的背景のもとで本研究で明らかにすることを試みるのは、今日注目される外国人児童生徒の「不就学」が、それへの警戒感からその実態把握に向かう研究動向と並行して、外国人児童生徒の「不就学」が少数に留められている地域を取り上げ、なぜ、当該の地域では、そのような実態を生み出すことになっているのかを明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

(1) 研究グループの立ち上げとニューカマー研究の動向の共有

(2) 当該地域でニューカマー児童生徒の受け入れ施策を実行している教育委員会へのインタビュー調査。

(3) 当該地域でニューカマー児童生徒の受け入れの中心的窓口となる「国際教室」へのインタビュー調査。

(4) 当該地域で、上記(3)(4)の経験をもつ教師へのインタビュー調査。

(5) 当該地域で活動する当事者団体「すたんどばいみー」の活動の俯瞰と、活動を支える地域ボランティアや学校との関係の再考察(収集資料の整理、活動の参与観察、母国への里帰りへの同行による調査等を実施)。

## 4. 研究の成果

(1) 不就学を回避する要因として、次の点が明らかになった。

① 行政の視点から

まず、就学の選択肢となるエスニック学校が不在であることは大きい。親たちは、子どもを日本で教育しようとするれば日本の学校に通わせざるを得ないし、教育委員会としても、学校に通わせたいとする保護者に公立学校以外の選択肢を提示することはできない。さらに、外国人登録や就学手続きの窓口さえアクセスできれば未登録者であっても、ビザがなくても就学手続きに至るよう双方の現場の窓口担当者の配慮があることや、入学許可の要件が義務教育年齢であることと外国人登録以外を問わないことも重要な要素となっている。これらの対応はすなわち市内に居住する外国人は、大和市の行政サービスを受け、日本の学校の教育を受けることが当然であるとの認識のあらわれであり、結果として就学を「不許可」とする理由はそれ以外に浮上し得ないのである。

続いて、編入手続きの段階からその後のドロップアウトを最大限回避するための布石が打たれている。すなわち、市教委での手続き段階で、転入、転出の際に就学期間のブランクがなるべく発生しないよう配慮された手続き、不適応を起こさないよう考慮された編入先の学校の見学や提示がなされるという配慮である。そして、各学校では、欠席が続いてもそれを理由にした除籍や退学はなされない。それだけではなく、子どもの所在を把握し学校へ戻すための努力がなされており、結果として不登校状態が続いたとしても、最終的に所在が全く分からなくなるということはないのである。そして、各学校ごとに国際教室の運営や指導システムに多様性は見られるとはいえ、それぞれの学校や国際教室が持つ資源と、市教委の日本語指導員や教育相談員の派遣システム、そして国際化協会のボランティアや通訳サービスなど、外国人児童生徒の指導に関わる利用可能な資源が配置され、ニーズに応じた組み合わせが可能であるという環境そのものが、学校からの離脱を一定程度抑えているとは言えるだろう。

以上のような行政サービスの背景には、大和市が最初に集団として受け入れたニューカマーが、インドシナ難民であったということがある。このことは二つの文脈で重要である。一つには、難民という入国の経緯そのものが、帰国を前提としないものであり、かつ日本で教育を受け、就労し、結婚し、子どもを産み育てるといって、「日本滞在」ではない、二世帯あるいはそれ以上にわたる「地域での生活」をするであろう存在として、大和市に暮らし始めたというゲスト側の文脈である。

そしてもう一つの文脈とは、当時の日本政府が国際問題に対する「人道的対応」として

難民受け入れを決定したことに象徴されるように、戦後の冷戦を背景とする大きな国際問題の一つとして立ち現れた「難民問題」は、すなわち「人権問題」であり、難民を受け入れた国家、自治体、地域、学校、企業なども「人権問題」とセットでかれらを受け入れなければならなかったという、ホスト側の文脈である。政府は国内三か所に難民の日本定住を促進するための施設を開設したが、そのうちの 하나가 1980 年に大和市に開設された定住促進センターであった。難民は日本での生活に必要な日本語指導と適応指導を受け、就職を斡旋される。就職先としては、その後日本での生活を安定したものにするために、パートタイムや期間契約ではなく、あくまで正社員として雇用する企業が開拓された。雇用主と難民との間をセンターは仲立ちし、難民は合法的に日本定住を認められ就労できること、そして生活のためには就労しなくてはならないという人権保障の原則を持って、難民が法的に不利をこうむらないよう仲介したのである。その他市役所での諸手続き、就学の手続きなども常にセンターが間に存在した。つまり、難民たちは日本での生活に最初に必要になる諸手続きを自力で行うことはなく、外国人としての種々の困難はあるものの、一方的な人権侵害は避けられたと考えられるのである。

## ②国際教室の多様性

こうした行政サービスのもとにありながら、今回調査した国際教室には多様性が見られた。しかしながら、そのすべてにおいて唯一共通しているのは、指導の前提となる滞在期間が永続的なものであると認識されていることである。それは極めて大規模かつシステムティックな対応が図られている学校においても、逆に極めて周辺化されてしまった国際教室を擁する学校においても共通していることであった。「かれらはすぐに帰国してしまうから・・・」という見解はいずれの教師からも聞くことはなかった。こうした時間的見通しが共有されていることは、大和市における外国人児童生徒の就学要因を考える上で極めて大きな意味を持っていると言えるだろう。

それとは別に国際教室の現状を観察する中で見えてきたものは、何らかの目指すべき理想形との対比において用いるべき資源の不足や、選択可能なオプションを追加することによって派生するバリエーションとしての姿ではなく、「できることから手当たり次第にやってみたらこうなっている」、「とにかく今できることからやっつけていかなければならない」という国際教室関係者の必死な姿であった。「日本の学校は、日本人のために

存在する」という暗黙の前提に立つ学校において、突如として姿を現す外国人児童生徒のためにあらかじめ準備された資源は極めて乏しい。さらに国際教室担当教員は与えられた資源を何らかの展望を持って自由に組み合わせ活用できるほどの立場にあたり、そのための方法や経験を有したりしているとは限らない。むしろ、周辺的な国際教室にあって、そこにある限られた資源を試行錯誤しながら組み合わせ、編み直すことを通して、何とか国際教室を運営していると表現した方が妥当であろう。

各学校の国際教室の多様さは、それぞれの優劣を示すものではなく、それぞれが暫定的な完成形としてそこにあるという一時点の状況を示しているに他ならない。そのことは同時に国際教室が資源の活用如何によって次の瞬間には大きく姿を変える可能性を秘めていることをも示している。但し、その変化は良い方向だけとは限らず、多くの場合は無に転ずる危険性を常に孕んでいることを意味している。

国際教室が外国人児童生徒の就学を支える主要な基盤となっていることは疑う余地のないものである。しかしながら、単に「国際教室」なる空間を確保すればそれだけでかれらの就学が保障され、困難も軽減するというわけではもちろんない。国際教室を資源システムとしてとらえれば、ある「国際教室」が「国際教室」として十分な機能を果たすためには絶えず資源の編み直しが行われていなければならないことが分かる。そして各資源の編み直しを円滑に行うためには国際教室担当教員だけでなく学校全体が国際教室の意義を理解し、組織としての地道な取り組みが必要とされるのである。

③国際教室をめぐる経路依存性と大和市固有の展開

第一に、日本において外国人児童生徒教育が展開をみるにあたっては、「帰国子女教育」と「国際」政策の一貫として進められてきた自治体の外国人政策という2つの経路への依存性が大きく作用していた。前者は「同化主義」に立脚し、後者は「一時的滞在者との交流」を関心の中心に据えていたため、それらの交錯点に展開をはじめた外国人児童生徒教育は、「一時的同化主義」という、必ずしも据わりのよくないもの同士が同居する、きわめて不安定な位置づけを余儀なくされてきた。そのような不安定さが具体化されたものとして国際教室を定位することが可能である。

第二に、しかしながら大和市の場合、最初に集団として受け入れたニューカマーがインドシナ難民であったという歴史的な経緯

から、滞在の「一時性」ははじめから前提とされていなかった。しかも、かれらの受け入れは「国際人権レジーム」というグローバルな制約のもとになされたことから、定住者に対する人権保障という公認された目的とともに展開されてきたという特徴をもつ。これらの諸事情が重なることで、大和市には、上記した外国人児童生徒教育の主要な経路から距離をとりうる独自のローカルな磁場が形成されてきたと考えることができる。

第三に、大和市のそれぞれの国際教室は、学校段階や学校における諸資源の布置状況に応じて多様な展開の仕方を見せているが、このようなローカルな磁場が強力に作用することにより、外国人児童生徒の「成長」の保障という教育理念はどの国際教室も共有し得ているように思われる。大和市において外国人児童生徒の不就学の噂さえほとんど聞かれないこと背景には、このローカルな磁場の存在を考えないわけにはいかない。

第四に、とは言え、国際教室の現場に目を向けてみると、担当教員は日々、多くの困難に直面している。なかでも、国籍を基準に子どもの教育の機会に大きな制限を課そうとする法制度の存在は、定住者に対する人権保障を追求する大和市の教育理念と鋭く対立するものとして、現場の教師に困難を強いるものである。「国際人権レジーム」というグローバルな制約と国籍基準というナショナルな制約の激しいせめぎあいを、大和市の国際教室担当教員は自らの教育活動において日々、生きているのだと言えよう。

第五に、そうしたせめぎあいのなかでも、国際教室担当教員はローカルな磁場を支えとしながら、滞在の「永続性」を前提に、外国人児童生徒の「成長」を保障すべく、それぞれの実践を繰り返し広げている。それは、「永続性」を追求して進学に焦点化した指導の組織化に向かうこともあれば、学習をめぐる権力性への気づきからマイノリティのエンパワメントに資する学習のあり方の模索へと向かうこともある。前者は、学習の効率性を追求するあまりに、マイノリティーマジョリティ間の権力関係を隠蔽するソフトな「同化主義」に行き着く危うさを持ち、後者は、それをより具体的な実践に練り上げていくためには、まだ多くの時間を要しそうである。だが、いずれにしても、現実に見合わない諸々の制約のもとにありながらも、〈いまここ〉の現実にも最もふさわしい取り組みを地道に模索していることには変わりない。

そして、そうした取り組みを支える大和市のローカルな磁場がグローバルな制約のもとで形成されてきたものであることを考えると、この地域で外国人児童生徒教育に関わ

る者が直面する困難とそれを克服するための諸々の実践には、ナショナルな制約を越える突破口となりうる要素が多く含まれていると考えられるのである。

## (2) 外国人当事者団体の再考察

(1) で明らかにしたような状況にある大和市において、外国人青少年の当事者団体「すたんどばいみー」のこれまでの活動とそれを支える地域の学校やボランティアの関係を再検討した。特に、日本に住む外国人児童生徒が自らをその「当事者」として認識していく過程と並行して、地域にある学校の教員やボランティア、そして、ニューカマーを研究対象とする研究者が、ニューカマーを支える「当事者」となる過程を描き出すことで、この地域のニューカマーの教育問題が「不就学」問題に収斂されていかない可能性を孕んでいることが示唆された。(なお、これに関する研究成果は、過程分析であるため、発表論文に譲る)

なお、ここでの再分析と再調査を契機として、「すたんどばいみー」の運営委員である外国人の当事者による語りを編む図書が出版されることとなった。本研究の付加的成果ではあるが、これまでに明らかにされることのなかった声が日本社会に届けられるという意味において極めて重要な成果である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

清水睦美・児島明・家上幸子「『当事者になっていく』ということ(後編)」『東京理科大学紀要(教養篇)』, 有, 41 巻, 2009 年, 249-266.

清水睦美「学校内部の権力関係の再構築過程—研究者によるフィールドワークは、ニューカマーの子どもたちの周辺に何を生み出したのか—」『異文化間教育』, 無, 30 巻, 2009, 42-53.

児島明「ニューカマー児童生徒教育をめぐる経路依存性と展開の固有性—神奈川県大和市における国際教室の事例から—」『和光大学現在人間学部紀要』, 有, 第 2 号, 2009 年, 117-132.

角替弘規「国際教室をめぐる資源の編み直し—神奈川県大和市の事例から—」『桐蔭論叢』, 有, 第 20 号, 2009, 129-141.

清水睦美・児島明・家上幸子, 「『当事者になっていく』ということ(前編)」『東京理科大学紀要(教養篇)』, 有, 40 巻, 2008 年, pp.219-236.

[学会発表] (計 2 件)

清水睦美「多文化共生社会をめざして: 校内の権力関係の再構築—学校現場のフィールドワークから—」異文化間教育学会特定課題研究, 2008 年 5 月 31 日, 京都外国語大学.

家上幸子・角替弘規・児島明・清水睦美「ニューカマー児童生徒の就学を支える要因—国際教室をめぐる資源の編み直しに注目して—」日本教育社会学会, 2008 年 9 月 19 日, 上越教育大学.

[図書] (計 1 件)

清水睦美・すたんどばいみー編著, 岩波書店『外国人として日本に生きる—いちょう団地の子どもたちの挑戦—』2009 (近刊).

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

○その他の研究成果発表 (計 2 件)

清水睦美・児島明・角替弘規・家上幸子, 神奈川県大和市教育委員会指導室主催「平成 21 年度第 1 回国際教育研修会」, 2009 年 5 月 14 日, 生涯学習センター.

清水睦美・児島明・角替弘規・家上幸子, 非営利教育支援グループ主催「理論研究会」, 2009 年 7 月 6 日, 大和市富士見文化会館.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

清水 睦美 (SHIMIZU MUTSUMI)  
東京理科大学理工学部・准教授  
研究者番号: 70349827

### (2) 研究分担者 なし

### (3) 連携研究者

児島 明 (KOJIMA AKIRA)  
和光大学現代人間学部・准教授  
研究者番号: 90366956  
角替弘規 (TSUNOGAE HIROKI)  
桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部  
研究者番号: 10298292

### (4) 研究協力者

- ① 大森 操 (OMORI MISAO)  
神奈川県大和市教育委員会指導室  
指導主事
- ② 家上 幸子 (IEGAMI SACHIKO)  
非営利教育支援グループ「Ed.ベンチャー」  
事務局長
- ③ 外国人当事者団体「すたんどばいみー」  
の運営委員会のメンバー